

京都市交通局契約規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

京都市公営企業管理者
交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第12号

京都市交通局契約規程の一部を改正する規程

京都市交通局契約規程の一部を次のように改正する。

| 現行 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(入札保証金に代わる担保)</p> <p>第8条の2 入札保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 管理者が确实と認める金融機関の保証</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項第7号に掲げる保証を入札保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出させ、<u>その提出を受けたときは遅滞なく当該保証をした金融機関との間に保証契約を締結するものとする。</u></p> <p>(入札保証金の還付等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(一般競争入札の公告)</p> <p>第32条の4 特例政令第6条の規定による公告は、第6条第1項の規定にかかわらず、一般競争入札の入札期日の前日から起算して40日前(一連の調達契約(特例政令第2条第6号に規定する一連の調達契約をいう。)のう</p> | <p>(入札保証金に代わる担保)</p> <p>第8条の2 入札保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 管理者が确实と認める金融機関の保証</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項第7号に掲げる保証を入札保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出させるものとする。</p> <p>(入札保証金等の還付等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(一般競争入札の公告)</p> <p>第32条の4 特例政令第6条の規定による公告は、第6条第1項の規定にかかわらず、一般競争入札の入札期日の前日から起算して40日前(一連の調達契約(特例政令第2条第6号に規定する一連の調達契約をいう。)のう</p> |

ち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、24日前（最初の契約に係る公告において当該契約以外の契約に係る公告を24日前までに行う旨を公告した場合に限る。）までに行うものとする。ただし、急を要する場合には、10日前までとする。

2 （略）

ち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、10日前（最初の契約に係る公告において当該契約以外の契約に係る公告を10日前までに行う旨を公告した場合に限る。）までに行うものとする。ただし、急を要する場合には、10日前までとする。

2 （略）

3 第1項本文の規定にかかわらず、同項本文に規定する期間（括弧書きに規定するものを除く。）を、次に掲げる要件のうち、いずれかに該当する場合にあっては入札期日の前日から起算して35日前まで、いずれか二に該当する場合にあっては入札期日の前日から起算して30日前まで、いずれにも該当する場合にあっては入札期日の前日から起算して25日前までにそれぞれ短縮することができる。

(1) 第1項の公告を電子情報処理組織を使用して行うとき。

(2) 第1項の公告を行った日から電子情報処理組織を使用して特例政令第8条の規定による交付を行うとき。

(3) 入札データを電子情報処理組織を使用して受領するとき。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、商業上の物品等又は特定役務の調達のため締結される特定調達契約に

係る一般競争入札については、第1項本文に規定する期間を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間に短縮することができる。

(1) 前項第1項及び第2号に該当するとき 入札期日の前日から起算して13日前まで

(2) 前項各号のいずれにも該当するとき 入札期日の前日から起算して10日前まで

(指名競争入札の公告等)

第32条の5 (略)

2 (略)

3 前条第1項、第3項及び第4項の規定は、特定調達契約に係る令第167条の12第2項の規定による通知について準用する。この場合において、前条第1項本文中「第6条第1項の規定にかかわらず、一般競争入札」とあるのは「指名競争入札」と、「一般競争入札に」とあるのは「指名競争入札」と読み替えるものとする。

(契約保証金に代わる担保)

第34条の2 契約保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、次に掲げるものとする。

(1) (略)

(2) 保証事業会社(公共工事の前払金

(指名競争入札の公告等)

第32条の5 (略)

2 (略)

3 前条第1項の規定は、特定調達契約に係る令第167条の12第2項の規定による通知について準用する。この場合において、前条第1項本文中「第6条第1項の規定にかかわらず、一般競争入札」とあるのは「指名競争入札」と、「一般競争入札に」とあるのは「指名競争入札に」と読み替えるものとする。

(契約保証金に代わる担保)

第34条の2 契約保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、次に掲げるものとする。

(1) (略)

(2) 保証事業会社(公共工事の前払金

保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。

以下同じ。)の保証

2 (略)

3 保証事業会社の保証を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出させ、その提出を受けたときは、遅滞なく当該保証をした保証事業会社との間に保証契約を締結するものとする。

4 (略)

(契約保証金の特例)

第35条 管理者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納付させないことがある。

(1) 契約の相手方が保険会社との間に局を被保険者とする履行保証保険契約を締結したうえ、当該契約に係る保険証券を管理者に提出したとき。

(2)~(6) (略)

保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。

以下同じ。)の保証

2 (略)

3 保証事業会社の保証を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出させるものとする。ただし、第1項第2号の規定による場合は、契約の相手方は、当該保証を証する書面の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であって、当該保証事業会社が定め、管理者が認めた措置を講ずることができる。

4 (略)

(契約保証金の特例)

第35条 管理者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納付させないことがある。

(1) 契約の相手方が保険会社との間に局を被保険者とする履行保証保険契約を締結したうえ、当該契約に係る保険証券を管理者に提出したとき。

(2) 契約の相手方が、前号の保険証券の提出に代えて、電磁的方法により、保険会社が定め、管理者が認めた措置を講じたとき。

(3)~(7) (略)

| | |
|--|--|
| <p>(契約保証金の充実に伴う処置)</p> <p>第36条 契約保証金は、契約に伴う一切の損害賠償に充てることができる。この場合において、過不足を生じたときは、剰余額を還付し、又は不足額を追徴するものとする。</p> <p>(契約保証金の還付等)</p> <p>第37条 (略)</p> | <p>(契約保証金等の充実に伴う処置)</p> <p>第36条 契約保証金又は<u>契約保証金の納付に代えて提供された担保</u>は、契約に伴う一切の損害賠償に充てることができる。この場合において、過不足を生じたときは、剰余額を還付し、又は不足額を追徴するものとする。</p> <p>(契約保証金等の還付等)</p> <p>第37条 (略)</p> |
|--|--|

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)